基地の新たな運用を阻止しよう!

厚木爆同

【発行】
厚木基地爆音防止期成同盟
発行責任者　石郷岡 忠男
事務所　大和市桜森3-5-3
フォント1F
TEL 046-240-7450
FAX 046-261-5615
bakudou@kanagawa.email.ne.jp

米軍厚木基地で有害フッ素化合物流出

9月24日夜、米軍厚木基地内の格納庫から飛行場の駐機場所に、泡消火剤が放出されたと米側から防衛省に連絡があったことを26日に神奈川県が発表しました。原因について米側は、豪雨の影響でシステムが誤作動した可能性が高いと説明していました。

当初、下流域の基地外部に流出した可能性があるとしたものの、人体に有害な有機フッ素化合物「PFOS」「PFOA」が含まれているかや、流出量は不明としていました。

その後の調査が進み、神奈川県と綾瀬市は、29日に、「PFOS」「PFOA」などが含まれていて基地内を流れる蓼川に流出していたことが判ったと発表しました。

10月6日、神奈川県・国と綾瀬・大和市は「日米地位協定」の「環境補足協定」に基づいて立ち入り調査を実施し、蓼川につながる基地内の調整池から水を採取しました。検査機関で有機フッ素化合物の濃度などを調べていますが、結果が判るまでに1～2ヵ月かかることに加えて、結果を公表するには、米側との協議が必要と言います。神奈川県は一日も早く結果を公表したいとしていて、綾瀬市も再発防止の徹底を求めています。

7日、米側は基地内にためている排水をフィルターを通すことで有機フッ素化合物の濃度が国の暫定目標値を下回ることを確認したとして、基地内を流れる蓼川に放流したことを明らかにしました。調整池の水がなくなるまで放流を予定しているとしています。

厚木爆同はこれまでにも基地内の泡消火剤の危険性を訴えてきました。今回の事態に対する抗議と再発防止を強く求めるために、11日に基地正門前に4団体30人が集まり申し入れ行動を行ない基地司令官宛に申し入れ書を手渡しました。

また同じ日座間防衛事務所長に対しても同様の行動を行い、申し入れ書を手渡しました。

子どもたちが水遊びを楽しんだりする綾南公園

10.11基地司令官に申し入れ行動

PFAS(有機フッ素化合物)は炭素とフッ素の化合物の総称です。環境中で分解せず「永遠の化学物質」と呼ばれるほどで、環境やヒトの体内でも長期にわたって蓄積します。PFASは4500種類以上あると言われていますが中でも広く使われてきたのがPFOSとPFOAで発がん性が疑われるなど危険性が高いものです。

基地や空港の火災の多くはジェット燃料などが原因のため水では消火できません。PFOSを含む泡消火剤は燃料火災に大きな効果があるため軍事基地や石油化学事業所などで使用されてきました。

日本では2010年に製造・使用が原則禁止されましたが、20年度の環境省調査で、全国の消防機関、自衛隊施設などに在庫保管されているものが相当量ありました。

座間防衛事務所長に申し入れ

学習会に参加しよう!

☆日時　11月26日(土)午後2時～
☆会場　大和市桜丘学習センター
☆内容　①NHK放送受信料について
②厚木基地周辺対策区域指定の見直しについて
☆講師　弁護士　福田　護さん
☆参加　60名規模
☆集約　コロナ感染防止のため事前申し込み制とします。各支部長が集約して事務所に報告してください。

今号の折り込みチラシを参照してください。

昨年の学習会の様子

訃報

顧問　平岡　幸雄さん

平岡幸雄さんが、病気療養中の9月17日に亡くなられました。満89歳でした。

平岡さんは、子どもの時の戦争体験もあり、平和な世の中を作ることを生きる信条としていました。

平和運動の一つとして日米安保条約に反対し、米軍厚木基地での航空機騒音や墜落の危険性を訴え、厚木爆同の副委員長と顧問を担い、基地反対の先頭に立って戦いをしてこられました。

また、航空機騒音の解消に向けて、静かな空を返せと直接国に訴える裁判闘争にもかかわってきました。現在第五次の裁判が継続中です。柔らかな物腰中にも秘められた闘争心はゆるぎないものがありました。裁判の判決を見る前に亡くなられたことは誠に残念だと思います。今後とも平岡さんの遺志を継いで闘っていきたいと思います。

これまでの活動に敬意を表しますとともに、謹んで哀悼の意を表します。

署名のお願い

米軍艦載機が岩国移転によって騒音が減ったことを理由に国は騒音区域の見直しを行うと通達してきました。厚木基地の使われ方が流動的な現状で見直しは時期尚早です。なんとしてもこの見直しをとめるために原告団とともに署名を行います。ご協力お願いします。なお署名用紙を今号に折り込んでいます。

お知らせ

「聞いて!聞いて!」お休みします。次号をお楽しみに。

あなたが思うこと、感じたことをお聞かせください。支部長または事務所へお届けください。たくさんの投稿をお待ちしています。ご協力お願いします。

10月19日 厚木爆同「基地視察」実施

ここ数年コロナ感染拡大のため行われなかった爆同「基地視察」を3年ぶりに実施しました。

川崎市平和館

大和駅を出発して、まず向かったのは川崎市平和館です。ここは、「平和とは、すべての人間が暴力や差別、貧困や環境破壊に脅かされずに安心して生活できる」ことであるとの考えのもと、日本の過去の戦争、戦時中の川崎、現代の武力紛争、兵器、マスメディアと武力紛争のかかわりなどの戦争についてはもちろん、国家による弾圧、武力は伴っていないものの、私たちの平和な生活を脅かす、環境破壊、貧困、差別などについても、平和問題として展示しています。

平和館の学芸員さんの解説をいただき、時間が足りないと感じるくらい熱心に見学していました。

丁寧に平和館の展示について解説

館内に入り最初の通路には、戦争や武力紛争だけでなく、貧困や環境破壊、差別など様々な内容を含む平和館常設展示を理解しやすいように平和な状態とは何かをわかりやすく説明してありました。見学者は、自然と平和館の理念を理解し、その先の展示物に感情移入できました。

横須賀軍港巡り

昼食会場では、三浦地区労の小原さんから横須賀基地についてのお話を聞き、学習を深めました。横須賀には、米海軍基地と海上自衛隊の基地があり、特に米海軍の原子力潜水艦ドナルドレーガンの母港になっています。当初、空母が横須賀に配備されるのは数年の事とせ宇名されていましたが、原潜の母港は来年でなんと50年になります。半世紀も横須賀市民は母港撤回の運動を続けています。首都圏の一番身近に原子炉を抱え、被爆の危険と隣り合わせという現状です。

昼食後、軍港巡りの船に乗り、横須賀軍港を一巡りしました。

横須賀軍港には、米海軍の司令部があり、軍港巡りの船はまず、米海軍の基地を巡ります。有名な12号バースには原子力潜水艦ロナルドレーガンが着岸します。今は横須賀を出発し、日本海付近で韓国との訓練に参加しているようです。

海上自衛隊の司令部もあり、次に見えてきたのは、自衛隊の護衛艦や潜水艦も見えました。倉庫や弾薬庫もあり、船内の案内を聞きながら、いわゆる軍艦の異様な姿を目に焼き付けました。

戦争をするための艦船を目の当たりにし、このままでよいわけがない、一刻も早く米海軍空母の母港を撤回し、平和な横須賀港が訪れることを祈りながらの45分間のクルーズでした。

横須賀基地について講師の説明を熱心に聞く参加者

横須賀港で数多くの軍艦を見学

鎌倉　散策

帰路に会員の交流を図るために、現在大河ドラマで放映中の「鎌倉殿の13人」の舞台を巡る鎌倉散策をしました。

鎌倉鶴岡八幡宮を見学

厚木基地を飛行する航空機の目視調査と騒音測定を実施

まさに今、国は厚木基地配備の米空母艦載機が岩国基地に移転したことを理由に厚木基地周辺の騒音は減少しているというのです。私たち住民の感覚とは全く違い納得できるものではありません。

そこで基地周辺の騒音の実態や、航空機の飛行の状態について、ここ数年定期的に行っている騒音測定と航空機の目視調査を十月三日（月）から十月七日（金）まで上草柳8丁目の「緑の広場」で行いました。厚木爆同と第五次原告団の役員延べ30人が参加して実施しました。午前十時半から午後四時半まで二人ひと組で目視による航空機の確認とハンディ型騒音測定器による騒音測定を実施しました。最終日の七日は悪天候のため、午後の部を中止しました。

北からP-3Cが飛来！

どの日も航空機の飛行があり、初日には米軍のジェット戦闘機が100dBを越える騒音をまき散らし飛んでいきました。毎日のようにP-3CやP-1が旋回飛行を続け、3～5分ごとに80dBほどの騒音を測定しました。

今回実施してみて、騒音の実態としては決して静かになったわけではなく、ジェット戦闘機が飛来したときは、岩国移転前のような100dBを越える恐怖を覚える爆音が依然として住民を襲っています。

ジェット戦闘機の飛来がなくても、P-1のパイロットの訓練拠点である厚木基地では日々訓練飛行が行われ、数分に1回爆音にさらされているのです。その間は、テレビの視聴も邪魔され、団らんの会話や電話の通話も妨げられ、厚木基地周辺住民は間違いなく日常生活に多大な悪影響を受けています。

集計結果及び分析結果は、今後の会報でお知らせします。

ハンディ型騒音測定器で測定中

原子力空母母港撤回要求

10・1集会

「原子力空母ロナルド・レーガン横須賀配備抗議！母港撤回を求める10・1全国集会」が開かれました。

10月1日、横須賀ヴェルニー公園に40団体、450人（主催者発表）が参加し、原子力空母横須賀母港化撤回、海上自衛隊横須賀基地の機能強化反対、厚木基地撤去、第五次厚木爆音訴訟勝利などを訴えました。

1973年、「数年程度」と言われた「空母の母港」は来年「母港化50年」を迎えることになります。この間、米海軍は機能を強化し続けて来ました。海上自衛隊も安保法制成立後は質量共に著しく増強され続けています。

厚木基地の動向は横須賀基地の動きと強く連動しています。米海軍や海上自衛隊の強化に無関心ではいられません。60余年の厚木爆同の願い、「基地撤去、平和な空・静かな空を取り戻そう」を実現するためにこれからも共に運動しなければなりません。

集会ではいくつかの団体から力強い連帯の挨拶がありました。現地報告に立った石郷岡厚木爆同委員長は、「戦闘機の岩国移転後も航空機の騒音問題は解消に至ってない。基地の新たな運用が図られることに強い警戒感を抱いている。欠陥を指摘されているオスプレイの飛来が相次いでいることに不安が増大している。」ことなどを、語気を強めて訴えました。

1時間ほどの集会の締めくくりに「戦争推進政策に断固立ち向かおう」などの集会アピールを採択し、市内のデモ行進に出発しました。行進中は先導車のアナウンスに合わせて、「原子力空母母港撤回」「OSPREY　OUT」のメッセージボードを掲げて、沿道の市民に訴えましたが、米軍基地ゲート前では全員が基地に向かってボードを掲げて抗議のシュプレヒコールを実施しました。

石郷岡委員長が現地報告

米軍基地前でシュプレヒコール

ヴェルニー公園で集会

土地利用規制法　全面施行

恣意的運用で対象拡も！

岸田政権は9月16日、基地機能を守るという名目のもと、米軍・自衛隊基地周辺や国境離島などの土地利用を国が規制する「土地利用規制法」の基本方針を閣議決定。そして9月20日に全面施行されました。

規制対象区域では土地の所有者や国籍の調査が可能になり、対象が明確でないまま国による恣意的な運用の恐れがあるなど、プライバシーの侵害や自由な言論活動の制限に繋がる事への懸念が拭えないなかでの施行となりました。

政府は今後、住民が監視対象となる「注視区域」の他、司令部機能が存在する基地など特に重要と定める「特別注視区域」の第1次候補地を「土地等利用状況審議会」に提示した上で地元自治体の意見を聴取し、年内の指定をめざして2024年秋から2025年秋頃をめどに600カ所以上の区域指定を終了させるとしています。

政府の恣意的判断で機能阻害行為の対象範囲が拡大される危険があり、命令に従わない場合は2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金が科せられます。「思想・信条などに係る情報を含め、その土地等利用に関係しない情報を収集することはありません。」とされたものの、政府の恣意的な運用で調査・情報の収集の対象が広がる事は否めません。憲法の立場に依拠して関係自治体と懇談し、市民と自治体が力を合わせて、政府の横暴を規制していく取り組みを強めることが求められています。

何故法律を作るのか？それ自体があいまいです。戦争に備えて基地への反対や監視を押さえ込むという意図でしょうか。「土地利用規制法」は、自衛隊や米軍の動きを隠す狙いがあります。安倍・菅政権はこの間特定秘密保護法、共謀罪などを制定してきました。「土地利用規制法」はこれらの法律とも一体の「戦争準備法」です。

すなわち、私たちが基地撤去に向けて活動し、騒音などの基地被害に抗議する運動をしていることを萎縮させ、押さえ込むための法律だということをしっかり認識することが大事です。

オスプレイ飛来

危険は続く！

厚木基地へのオスプレイの飛来が続いています。厚木爆同は以前からオスプレイは構造に欠陥があり事故発生率が高いことから、飛行停止を訴えてきました。

8月16日、米空軍は輸送機CV-22オスプレイの事故が相次いでいて、安全上の懸念があるとして全機の飛行を停止すると発表しました。飛行中に何らかの原因でクラッチに不具合が生じて事故につながったためとしていました。

9月2日、飛行を再開させたと発表されました。離陸時の操縦方法の変更や不具合が発生した場合のパイロットの対応の訓練強化などで安全を確保したために再開させたとしています。しかし、飛行中にクラッチに不具合が生じるという安全上の構造的な解決には至っていません。不具合が発生する可能性がある機体がパイロットの技能頼みで飛んでくるのですから、こんな乱暴で危険なことはありません。しかも住宅地の上空を転換モードで飛んで来るのですから、より危険度が増します。基本性能がほぼ同じ海兵隊のMV-22オスプレイも含めて、飛行停止を強く訴えましょう。

10月1日～14日に北海道で行われた陸上自衛隊と米海兵隊の日米共同訓練に米軍普天間飛行場から米海兵隊の輸送機MV-22オスプレイが参加しました。訓練地周辺自治体は、「懸念の機体」飛来として警戒していました。厚木基地に複数機が同時に飛来したのは、この訓練と関連がありそうです。

最近の厚木基地の動向

●7／22　防衛省が令和3年度に実施した全国の自衛隊基地における泡消火設備専用水槽の水質検査結果について公表。

☆PFOSの混入が国の暫定基準を超過したのは厚木基地の8水槽中4水槽

●7／29　海上自衛隊厚木基地所属のC-130の部品紛失。ドアフレームの一部

●8／17　「令和4年度厚木基地早期返還と基地対策の抜本的改善に関する要望書」を国に提出。

●8／30　防衛省南関東防衛局から厚木基地の第1種騒音区域の見直しに向けた騒音調査に関する情報提供。

●9／25　南関東防衛局より米海軍厚木基地施設から泡消火剤放出についての情報提供。

☆豪雨の影響で格納庫から飛行場エプロンに泡消火剤が放出された。

☆米軍は、流出防止のため、格納庫排水の閉鎖措置、泡消火剤の収集・清掃を実施。

☆PFOSが混合する水の一部が調整池から蓼川へ流出したことを確認

地裁結審に向けての 第五次厚木爆音訴訟の課題

第五次厚木基地爆音訴訟弁護団長
弁護士　福田　護

1　地裁の最終局面へ

2017年8月4日に第五次厚木基地爆音訴訟を提訴してから5年が経過し、この10月12日の第19回弁論を経て、地方裁判所の審理は大詰めに入っています。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、訴訟の進行にも若干の遅れが生じたり、原告・支援の皆さんの傍聴が十分にできなかったりなどの困難はありましたが、皆さんの努力と協力で、来年中ごろには結審を迎えることになると思われます。

この間、8人の原告本人尋問で、基地のすぐそばに住む人、学校の先生、主婦、夜勤者、里親など、様々な生活局面での騒音被害を、法廷の場で明らかにしてきました。また、今年3月10日には現地進行協議として裁判官が現地を訪れ、約3時間半の見分時間帯にオスプレイ4機を含む計42機の飛行があるなど、繰り返される騒音の実態を一定程度実感してもらうことはできたと思いますが、FA18ホーネットなどの米軍ジェット機の飛来はありませんでした。現在、なおいくつかの課題を残しつつも、横浜地裁での主張・立証は最終局面を迎えています。

横浜地裁に提訴する五次訴訟原告団（2017.8.4）

ただ、第五次訴訟の最大の課題はやはり、2018年3月までに米軍ジェット機など主要艦載機が岩国に移転し、騒音の程度が全体として低減している事実がある中で、飛行差止めや損害賠償の請求をどう実現していくかということです。これは、これからも腰を据えて取り組んでいかなければならない重要課題です。

2　なぜ被害は低減しないのか ―画期的な田村証言

厚木基地の騒音は確かに低減しています。北1キロの測定点で、毎年必ず2万回以上あった70デシベル以上の騒音回数は、1万3000回から1万5000回前後になっていますし、ジェット機の100デシベルを超える爆音の回数は、以前に比べると明らかに少なくなっています。だから、WECPNL（W値）という数字で見ると、相当低下しているという事実があります。

しかし、原告本人尋問でも明らかになったように、基地からかなり離れたところの原告も含めて、岩国移駐後もやっぱりうるさいという被害は相変わらず続いているのです。これはどう理解したらよいのでしょうか。そしてこれを、裁判所にどう理解させることができるでしょうか。

この回答が、横浜国立大学名誉教授、環境騒音の専門家である田村明弘証人の証言と意見書でした。

田村証言を結論からいうと、①もともと航空機の環境基準・騒音規制基準は他の交通騒音（道路、在来線、新幹線）に比べて緩かった、②加えて、軍用機騒音の住民生活への影響は民間機騒音よりもはるかに大きい、したがって、軍用機騒音の評価は、他の交通騒音よりも15デシベル程度、民間機よりも10デシベル程度厳しくなされる必要がある、というものです。

このような結論は、WHOなどの国際的な騒音評価も音源別にガイドラインが示されるようになっており、また、この20数年来多くの社会音響調査が積み重ねられて、その分析の成果が発表されているという、科学的・客観的知見に基づくものです。それらを踏まえて田村教授は、音源別に住民反応の大きさを表す計算式、同じ住民反応を表す軍用機と民間機の騒音レベルの関係式などを導き出し、右記のような結論を明らかにしたのです。

裁判官による現地進行協議・現地検証（2022.3.10）

現在、航空機騒音の評価尺度は、WECPNLからLdenに移行することになっていて、住宅防音工事の対象区域はLden62デシベル（WECPNL75）とされていますが、住民の高度の不快感反応率を他の道路・鉄道の交通騒音並みに取ると、軍用機の規制基準はLden約47デシベルとされるべきであり、また、民間機と同等の不快感反応率とするなら軍用機の規制基準はLden約53デシベルとされるべきことになるのです。

このような軍用機のうるささの原因は、何といってもその飛行の不規則性にあり、いつ騒音が襲ってくるか分からない中で、日々の生活が寸断される驚愕感、緊張感、不快感にあるといえるでしょう。軍用機は機種も多様で、音量も音質も一定せず、オスプレイなど軍用機の事故率の高さも、その不安を増幅します。ダイヤどおりに飛び、音量も音質も一定の民間機とは、騒音源として全く別物と考えるべきだということが分かってきたのです。

そしてこれらのことは、厚木基地に限らず、全国の航空基地騒音に共通する問題です。私たちは、厚木基地騒音訴訟のためだけではなく、全国の基地騒音の共通課題として、軍用飛行場の住宅防音工事の対象区域の拡大、訴訟における差止めや損害賠償の違法基準（受忍限度）の引下げなどの必要性を、問題意識として共有し、広げ、そして裁判所と国を動かす、そういう運動に展開していくべきではないかと思います。

3　国の騒音コンター指定見直しに反対を

ところで国は、地裁で田村証言がなされた当日の4月27日、関係自治体に、厚木基地の騒音度調査を開始し、2024年度を目途に、生活環境整備法に基づく住宅防音工事などの周辺対策区域（第一種区域ないし第三種区域。騒音コンター）の指定の見直しをする方針を通知してきました。この区域指定は、裁判所がこれまで損害賠償を認める範囲を画してきたものでもあり、第五次訴訟にも今後大きな影響を与えることが危惧されます。現状で、いままでどおりの方法でコンターの見直しをすれば、指定区域が大きく縮まることは目に見えています。

爆音を轟かせて飛来する戦闘機（2022.9.28）

軍用飛行場で、いままでどおりの方法で騒音評価や区域指定をしてはいけないというのが、まさに田村証言でした。そして何よりも、厚木基地の米軍・自衛隊による使用状況は、現在なお極めて流動的で今後どのような騒音状況に推移するか予測不可能です。そのような状況の下で、長期的な区域指定を行おうとするのは、不適切も甚だしいものです。しかもこの区域指定の見直しは、Ldenという騒音評価尺度を使った全国で初めてのテストケースになります。新しい尺度を使うなら、田村証人の提言する科学的客観的なエビデンスに基づく騒音評価方法に基づいてなされるべきなのです。

すでに厚木爆同、原告団及び弁護団は、関係自治体や防衛省に対しても、これに反対する申入れ、要請活動に取り組み始めていますが、その輪をさらに広げていかなければならないと思います。

2022年10月3日